

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利法人国際子ども権利センター（以下「センター」という。）の役員
の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（役員報酬及び費用の支給）

センターは、常勤及び非常勤にかかわらず、役員に通常求められる業務に対する報酬は支給
しない。ただし、旅費等の業務執行にかかる費用の実費は支給することができる。

第3条（役員の特別業務への謝礼）

役員に通常求められる業務の範囲を超えて提供する役務（たとえば報告書の作成やファシリ
テーション）に対しては謝礼を支払うことができる。

第4条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、2015年6月1日より施行する。

貸 金 等 規 程

特定非営利活動法人 国際子ども権利センター

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 本規程は、特定非営利法人国際子ども権利センター（以下「センター」という。）の職員の賃金及び退職慰労金に関する事項を定めたものである。

第2条（正職員の賃金）

- 1 正職員の賃金は、月給制とし、個別に定める。
- 2 賃金構成は、次のとおりとする。

基準内賃金

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 役職手当

基準外賃金

- (1) 時間外労働手当
- (2) 休日労働手当
- (3) 深夜労働手当

第3条（パートタイマーの賃金）

- 1 パートタイマーの賃金は、時給制とし、個別に定める。
- 2 賃金構成は、次のとおりとする。
 - (1) 時給×勤務時間数（法定労働時間を超えた労働、法定休日の労働又は深夜労働については、時間外労働手当、休日労働手当又は深夜労働手当を支給する。）
 - (2) 通勤手当
- 3 基準外賃金は、次のとおりとする。
 - (1) 時間外労働手当
 - (2) 休日労働手当
 - (3) 深夜労働手当

第4条（賃金計算期間及び賃金支払日）

- 1 賃金は、当月1日から起算し、当月末日に締め切って計算し、翌月15日（支払日が休日の場合は、直前の労働日）に支払う。

第5条（非常時払い）

- 1 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員（死亡したときは権利者）から請求があった場合、既往の労働に対する賃金をその都度支払う。
 - (1) 職員が死亡したとき
 - (2) 職員が退職し、又は解雇されたとき

- (3) 職員又は職員の収入により生計を維持する者が出産のための費用を要するとき
- (4) 職員又は職員の収入により生計を維持する者の結婚、死亡、天災その他の災厄若しくは負傷、疾病のための費用を要するとき
- (5) 職員又は職員の収入により生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき

第6条（賃金の支払い及び控除）

- 1 賃金は、通貨で直接、職員にその全額を支払う。ただし、法令に定められたもの及び職員の代表と協定したものは控除する。
- 2 センターは、前項の規定にかかわらず、職員本人（以下「本人」という。）の同意を得た場合、本人が指定する本人名義の預金口座へ振り込むことができる。

第7条（不就業の賃金の取扱い）

- 1 正当な理由のない遅刻、早退、私用外出又は欠勤等により、勤務しない時間については、賃金を支給しない。ただし、年次有給休暇及び裁判員休暇については、通常勤務したものとみなし賃金を支給する。
- 2 正職員の不就業の日又は時間については次の式により計算する。

<当月の勤務日数が15日以上の場合>

$$(\text{基本給} + \text{通勤手当}) \div \text{月平均所定労働日数} \times \text{欠勤日数} \quad \dots\dots \text{控除}$$

<当月の勤務日数が15日未満の場合>

$$(\text{基本給} + \text{通勤手当}) \div \text{月平均所定労働日数} \times \text{勤務日数} \quad \dots\dots \text{支給}$$

例（当月に18日勤務し、2日欠勤した場合）

$$(\text{基本給} + \text{通勤手当}) 190,000 \text{ 円}$$

月平均所定労働日数 19 日

$$190,000 \text{ 円} \div 19 = 10,000 \text{ 円}$$

$$10,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = 20,000 \text{ 円 (控除額)}$$

<当月に3時間遅刻した場合>

$$(\text{基本給} + \text{通勤手当}) \div \text{月平均所定労働日数} \div 7 \times \text{遅刻時間数} \quad \dots\dots \text{控除}$$

- 3 月の途中で入社した場合又は月の途中で退職した場合は、次の式により計算する。

$$\text{基本給} \div \text{月平均所定労働日数} \times \text{勤務日数} \quad \dots\dots \text{支給}$$

ただし、基本給の額を上限とする。

$$\text{通勤手当} \div \text{月平均所定労働日数} \times \text{勤務日数} \quad \dots\dots \text{支給}$$

ただし、通勤手当の額を上限とする。

第8条（平均賃金）

- 1 就業規則で用いる平均賃金の算出方法は、原則として、次のとおりとする。

算定事由の発生した日以前3ヵ月間に支払われた賃金の総額

算定事由の発生した日以前3ヵ月間の総日数

第2章 賃金

第9条（基本給及び時給額）

- 1 正職員の基本給、パートタイマーの時給額は、職務内容、技能技術、年齢、責任等を勘案し、各人ごとに決定する。

第10条（役職手当）

- 1 役職手当は事務局長に対し20,000円を支給する。

第3章 通勤手当

第11条（通勤手当）

- 1 センターは、公共交通機関を利用する職員に通勤手当を支給する。
- 2 通勤経路及び通勤方法は、合理的なものに限られ、センターが認めたものとする。
- 3 通勤手当は、原則として、6ヵ月の定期代を6で除した額とする。ただし、1ヵ月ごとに、実際の労働日に応じて実費を支給する場合もある。
- 4 センターは必要に応じて通勤経路の確認を行う場合がある。

第4章 賃金の改定

第12条（賃金の改定）

- 1 センターは、勤務成績、職務遂行能力、経済情勢の変動に応じて、労働契約の更新の際、見直しを行う場合がある。ただし、勤務成績が優秀と認めた場合には、臨時昇給を行うときがある。

第5章 時間外、休日、深夜労働に対する賃金

第13条（割増賃金）

- 1 職員が1日8時間又は1週間に40時間を超えて時間外労働をした場合、休日、深夜に労働した場合、割増賃金を支払う。
- 2 割増賃金は、1時間当たりの基準額に下表の割増率を乗じて計算する。

正職員の1時間当たりの基準額＝基本給÷月平均所定労働時間

パートタイマーの1時間当たりの基準額＝時給額

	乗率
1日7時間以上8時間未満の時間外労働	1.00
1日8時間又は1週間に40時間を超えた時間外労働	1.25
休日労働 (日曜日、国民の祝日、国民の休日及び振替休日)	1.35
休日労働(土曜日)	1.25
深夜労働	0.25

第6章 賞与

第14条(賞与)

- 1 賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した労働者に対し、センターの業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、センターの業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
4月1日から9月30日まで	12月15日
10月1日から3月31日まで	7月15日

- 2 前項の賞与の額は、会社の業績及び労働者の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

第7章 退職慰労金

第15条(退職慰労金)

- 1 在職中、特に功労のあった職員に対して、退職慰労金を支給することがある。退職慰労金の額は、その都度、理事会で定めるものとする。

附則

- ・ 本規程は、平成23年4月1日より実施する。
- ・ 本規程は、職員代表の意見を聴いて行う。

附則(平成28年3月21日変更)

本規程は、平成28年3月21日から実施する。

附則(令和2年3月20日変更)

本規定は、令和2年3月20日から実施する。

附則（令和2年3月31日変更）

本規定は、令和2年3月31日から実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 国際子ども権利センター	事業年度	R2年4月1日～R3年3月31日
-----	--------------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
事業収入 開発途上国の子ども支援事業収入	395,244 円
報告・ワークショップ	445,394 円
子どもの権利普及促進事業収入	435,395 円
助成金・受託収入 助成金収入	2,399,000 円
会費収入 正会費	312,000 円
賛助会費	187,000 円
寄付金収入 一般寄付	4,594,787 円
指定海外事業	1,037,101 円
雑収入 受取利息	15 円
その他雑収入	22 円
合 計	9,805,958 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
会報年間購読料	10,000 円	
※別添「シートレ商品価格表」に記載	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
セミナー参加費	1,000 円	資料代
講師派遣謝金	5,000~30,000 円	スタッフ・交通費実費(先方の予算優先)
講師派遣謝金	30,000~50,000 円	理事・交通費実費(先方の予算優先)

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,467,726 円	受取寄附金
		1,000,000 円	助成金
		899,696 円	受取寄附金
		500,000 円	受取寄附金
		500,000 円	助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			給料・通勤交通費
		1,170,000 円	講師謝金
		594,000 円	事務所賃借料・水道光熱費
		379,189 円	法定福利費
		320,000 円	コンサル委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
該当なし				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	500,000 円	2020/06/17
	500,000 円	2020/06/29
	323,244 円	2020/10/13
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	2,949,118 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
該当なし				円
				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
R2. 6.19	カンボジア国での海外支援事業、カンボジア人件費 および運営経費 2020年4月～2020年9月	758,140円
		円

シートレ商品価格表

令和3年3月31日

商品名			販売価格	原価	在庫数	在庫額	在庫額
バッグ・ポーチ・小物入れ類							
《Friends》	財布	アニメ	¥1,000	\$5.00	1	\$5.00	554
《Friends》	トートバッグ	5色	¥1,500	\$9.00	1	\$9.00	996
キッチン小物							
《AFF》	マイはしケース	マイはしケース	¥600	\$2.50	1	\$2.50	277
合計		合計			3	\$16.50	1,827

	年度末TTM	在庫総額	在庫数
2020.3.31現在	108.83	¥2,775.17	4
2021.3.31現在	110.71	¥1,826.72	3

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動国際子ども権利センター	チェック欄
-----	--------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	2年4月1日～3年3月31日	7人	0人	0%	0人	0%
㉗	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉚	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉛	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 国際子ども権利センター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	毎週1回	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎週1回	7年
入金・出金・振替伝票	仕訳日記帳	毎週1回	7年
請求書・領収証綴り	バインダー	毎週1回	7年
領収証(控え)	複写伝票・伝票	随時	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動国際子ども権利センター						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次業))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動国際子ども権利センター	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 国際子ども権利センター
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							○
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動国際子ども権利センター		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			○
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合			
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの			
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
二 暴力団の構成員等 ^(注2)			
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			
6 次のいずれかに該当する法人			
イ 暴力団			
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無		有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無		有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無		有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無		有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団		はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		はい・ <input type="checkbox"/> いいえ